平成22年度第3回宇治市地域福祉推進委員会 会議録

場 所 宇治市	3年1月24日(月) 10時~11時55分 "役所8階 大会議室 "井岡委員長、岡野委員、奥西委員、羽野委員、浜根委員、迫委員、松井 委員、杉本委員、池田委員、岡田委員、白谷委員、小山委員、山下委 員、白數委員、河渕委員、谷崎委員、原委員、桝村委員、森委員、山本
	::井岡委員長、岡野委員、奥西委員、羽野委員、浜根委員、迫委員、松井 委員、杉本委員、池田委員、岡田委員、白谷委員、小山委員、山下委
委 員	委員、杉本委員、池田委員、岡田委員、白谷委員、小山委員、山下委
参加者 事務局 傍聴者	委員、佐藤委員 (欠席委員:加藤委員、大石委員、小松委員、原田委員) 日:田中健康福祉部長、戸根地域福祉室長、松本地域援護係長、堀江主任
2.委出。 ·都合 3. 第 1. // (1) (2) // (2) // (2) // (3) (4) (4)	相会 付資料の確認(事務局) 委員長あいさつ(委員長) 欠等の報告(委員長) 就により4名が欠席 第2期宇治市地域福祉計画 計画初案に関するパブリックコメント 認務局より説明 パブリックコメントの概要 意見提出対象者 周知方法 推進委員会、市議会からの指摘を踏まえ、できるだけたくさん意見をもらえるよう こ、さまざまな方法で実施。 市政だより(12月1日号) 宇治市ホームページ 報道連絡 公共施設への資料配架(通常は閲覧用資料のみであるが、今回は、閲覧用資料:1部、持ち帰り用資料:5部も併せて配架) い(つかの施設では、追加で資料を配架。ある程度いろいろな方にご覧いただけたと思われる。 アンケート(平成22年5月実施)協力団体等への送付 提出方法 募集期間 は22年12月1日(水)か6平成23年1月4日(火)まで

- 2.提出された意見
- (1)提出方法別件数
- ・ 件数という単位は人数として置き換えていただきたい。9人からの意見。
- 窓口3件、郵送1件、FAX1件、電子メールでの回答が多く4件。
- (2)意見内容種類別件数
- ・ 9人から合計で74件の意見。

「第2期宇治市地域福祉計画(初案)」に関するパブリックコメント 意見一覧

- ・ 「頁」欄について 初案の該当のページ数が記載。説明の際に、最終案でのページ数も併せて説明させていただく。
- ・「備考」欄について 例えば「今後更に検討」の場合、初案から最終案へ変更 は行わないが、第2期計画策定後も更に検討していくべきという意味。
- 内容について

2/8 ページ

<u>意見 No.13</u>

町内会・自治会について触れられている箇所が少ない。

(対応)

最終案 P.24 の2.の(4)に、「地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。」を新たな項目とし、具体的な取り組みを2つ追加。

第5次総合計画において「地域コミュニティの育成」という部分があり、それと整合を図るため、19で、「町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援。」を追加。

意見 No.14

第4章は第2期計画実施の方向づけと体系、プログラムであるため、「1」に民間の「地域福祉活動の指針」を位置づけるのは疑問。

(対応)

最終案 P.18 で「1 地域福祉活動の指針」となっているが、先日の井岡委員長との打ち合わせにおいても指摘があり、「1 地域福祉推進の指針」と訂正。

「地域福祉活動は、活動を自発的に行う住民だけでな〈、~」となっており、活動に特化した表現となっているため、それも含めた地域福祉計画全体を表現しているため、「地域福祉計画は、活動を自発的に行う住民だけでな〈、~」に訂正。

3/8 ページ

意見 No.18

「1.安全·安心して暮らせるまちづくり」の(2)の「こころと体の健康づくり」には、市内の多数の住民が関わるスポーツ・レクリエーション活動が大切。それを所管している生涯学習課の位置づけが必要ではないか。

(対応)

ご意見のとおり、(2)に、生涯学習課を主に関わりのある課として位置づける。

4/8 ページ

意見 No.23

1.の(4)で、災害時要援護者の個人情報を自治会等と共有するのであれば、所管の文化自治振興課の位置づけが必要ではないか。

(対応)

ご意見のとおり、最終案 P.22 の1.の(4)で、文化自治振興課を主に関わりのある課として位置づける。

<u>意</u>見 No.24

2.の(1)の「地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。」で、人材バンクを所管している生涯学習課が位置づけられていない。

(対応)

ご意見のとおり、最終案 P.23 の2.の(1)で、生涯学習課を主に関わりのある課として位置づける。

意見 No.27

ボランティア活動の中でも、NPO 活動について記述がないのではないか。 (対応)

ご意見をふまえ、最終案 P.23 の2.の(3)の15、16に新たに NPO を位置づける。 15では、「~ボランティア・NPO の育成や活動を支援します」、16では、「ボランティア・NPO 活動の情報や活動の魅力を伝え、」と位置づける。

(初案の段階では、15では「~ボランティアの育成や活動を支援します」、16では「ボランティアの情報や活動の魅力を伝え、」となっていた。)

意見 No.28

2.の(3)あたりで、市内大学・短期大学生等との地域交流活動支援、団塊世代のボランティア活動支援などを位置づけてはどうか。

(対応)

・団塊世代のボランティア活動支援について

最終案 P.23 の(1)の11の文頭を、「団塊の世代をはじめ、」とする。

・大学生等との地域交流活動支援について

最終案 P.23 の(2)の13の文末を、「また、市社協と協働しながら大学生等の地域交流活動を支援します。」とする。

作業部会でも検討済み。

5/8 ページ

<u>意見 No.</u>37

企業の社会貢献活動との連携・支援について加えてはどうか。 (対応)

最終案 P.23 の(3)の17で、「企業による企業市民活動(社会貢献活動)が活性

化するような取り組みを進めます。」を新たに追加する。

6/8 ページ

<u> 意見 No.41</u>

5.の(1)で、民生児童委員や市社協の所管課である地域福祉課を明記すべきである。

(対応)

ご意見のとおり、最終案 P.28 の 5 . の (1) で、地域福祉課を位置づける。 ただし、本日お配りしている最終案では、地域福祉課の記述が抜けているため、 修正をお願いしたい。

意見 No.42

(初案 P.28 の)「第2期計画における重点取り組み項目」の「身近な相談窓口の確保」と「適切な情報発信」について、具体的にどのようなイメージなのか、設置する明確な目標が必要ではないか。

(対応)

現段階で、具体的な数値的目標を計画の中に盛り込むのはなかなか難しいが、 どういったイメージで取り組むのか、進めていくのか、ある程度の記載をしていく必要 があるということで、P.29 の一番下に目安となるイメージ図を掲載している。

意見 No.46 以降については、計画の数値や表記、構成についての意見であり、 訂正しているため、その部分についてはご確認いただきたい。

質疑応答

委員長

パブリックコメントとして寄せられたのは9名の意見。人数的にはもう少し欲しい気もするが、寄せられたコメントの内容が74項目と多岐にわたってご意見をいただいた。

それに対して、誠実な対応で反映し、修正案を出していただいた。

委員の皆様の方で、ご質問なり、ご意見があればお出しいただきたい。

対応として、パブリックコメントの意見を寄せていただいた方に対して何らかの回答はするのか。

事務局

ホームページの方に、パブリックコメントに対しての市の考え方を掲載させていただく。残念ながら個別の回答をさせていただ〈予定はない。

(委員、挙手)

委員長

どうぞ。

委員

非常にたくさん、貴重な意見が出たと思っている。確認だが、パブリックコメント一覧に表記されている修正有り、無しの表現について、「有」という表記の箇所については、何らかの形で反映しているという理解でよいか。

ご理解のとおり、意見一覧の表の一番右側の「修正」欄の「有」の部分については初 案から最終案で反映し修正しているということになる。

委員長

他にパブリックコメントに関してご意見はいかがか。

9人で74件の意見が寄せられたということであるから、パブリックコメントの人数が増えればもっとたくさんの意見にもなると思うが。

市民参加のひとつのツールとして大事なことだと思うので、今後は更にたくさんの意見がいただけるような策も必要なのではないかと思う。

しかし、この74件については誠実に対応し、修正していただいたということである。ホームページにて市として対応の返答を予定していただいているということである。

では、パブリックコメントについてのご意見は以上ということで、次の議題に進めさせていただくということでよいか。

(委員、異議なし)

4.第2期宇治市地域福祉計画(最終案)について

事務局より説明

・ お手元の最終案は、パブリックコメントの意見を受けて、一覧表の「修正」欄で 「有」となっていた部分については反映済みの状態。ここではパブリックコメントの意 見以外の部分について説明する。

目次

「~本計画の本文中の注意点について~」(目次右側)

・ 1.* 印について

巻末の資料編の用語解説と連動し、本文中に*印がある用語については資料編の用語解説に記載している。

2.「障害」の表記について

本委員会においても議論していただき、作業部会においても議論していただいた結果、「障害」の表記について、この計画中では、従来の表記のまま引き続き用いるという説明。「第26回障がい者制度改革推進会議」(平成22年11月22日開催、内閣府所管)でも議論されており、法令等における「障害」の表記の在り方については「当面、現状の『障害』を用いる」との見解が示され、それを受けて第2期宇治市地域福祉計画においても従来の表記とし、今後国の動向により、必要に応じて表記の変更等について検討する。

<u>P.4</u>

・ 5 地域福祉推進における基本的活動エリア

第1期計画においても同様の説明があったが、第2期計画においても「身近な地域」をどのように想定しているのかということを改めて説明していく必要があるということで

位置づけた。第2期計画においても、基本的活動エリア(=身近な地域)は、小学校 区を定義している。

P.21

・ 3 地域福祉推進のプログラム 最初の文章 4行目の「~具体的に推進していくための46の取り組みと、~」

初案としてパブリックコメントを実施した時点では、43の取り組みとしていた。パブリックコメントの結果を踏まえ、3つの取り組みが増えた。

- < 追加した3つの取り組みについて>
- [1]P.23 「2.地域福祉活動への住民参画の推進」の「(3)ボランティアの育成や活動を支援します。」に追加。
- 企業による企業市民活動(社会貢献活動)が活性化するような取り組み を進めます。
 - [2]P.24「2.地域福祉活動への住民参画の推進」の「(4)地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。」に追加。
- 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、町内会・ 自治会等が行う未加入者に対する加入促進の取り組みを支援します。
 - [3]P.24 「2.地域福祉活動への住民参画の推進」の「(4)地域福祉活動の基盤 となる地域コミュニティの育成を推進します。」に追加。
- 町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる 多様なコミュニティ活動を支援します。

P.26

・ <地域での支え合いネットワークのイメージ > の追加 初案の段階では掲載していない。文章で説明していたが、新たにネットワークのイメ ージを図で掲載した。

P.29

・「第2期計画における重点取り組み項目」のイメージ図の追加できる限りイメージしやすいもので記載している。

P.31

・ 2 第2期計画の進行管理 <計画の進行管理・評価のイメージ > 図の追加 初案の段階では、第5章の2から6までは文章での表記になっていた。 計画策定

計画を実施

(計画に基づく事業展開、施策の実施、地域福祉活動の支援)

計画の評価

(年次評価として「(地域福祉推進のプログラム)推進のめやす」を引き続き作成。46の具体的な取り組みに合致する行政の施策·事業を位置づけ、進捗状況を推進委員会で報告し、進行管理を行う)

計画の見直し

(「推進のめやす」の年次評価に基づき、概ね5年後に評価・見直しを行う)

新たに計画の策定・見直し(6年目以降)

・ P.31 の一番下、平成23年度から11年間の計画の表の追加

P.61

· 「小学校区別基本データ」の追加 (~P.106 まで)

できる限り、第1期計画とデータ比較ができるように記載している。基本的にページ 見開きで、左側のページにデータを掲載、右側のページには『〈らしと地域福祉に関するアンケート』結果からみる小学校区の状況を掲載している。

P.107

· 用語解説の追加

作業部会でも検討していただいているが、まだ表記が必要な部分が出てくると思われるので、その部分についても、委員の皆様からご意見、ご指摘をいただきたい。

質疑応答

委員長

事務局より、計画最終案についてご報告いただいた。

この最終案にあたり、作業部会にご協力いただいたわけであるが、作業部会長がご欠席のため、作業部会の様子などについて、委員よりご報告いただきたい。

委員

作業部会では、主にパブリックコメントでの意見に対する検討、どのように回答していくかという議論が中心であった。

全体的なところでいうと、前回の計画で掲載されていた地域類型の分析について、今回はしていない。地域類型と本計画の内容が結びつきにくかったという内容で今回こういう形になった。

それから、P.26 の < 地域での支え合いネットワークのイメージ > 図について、身近な相談所というものが位置づけられているが、これを実際にどう機能化させていくかということが課題になってくるだろうと思う。 豊中市の場合は、コミュニティソーシャルワーカーを置いて

取り組んでいる。地域でどのように問題に取り組むかという視点については、地域の課題を縦割りで捉えるのではなく、DVや、精神障害者の地域生活の問題、孤独死等、既存の行政施策だけでは対応できないような細かな問題を、地域で協議し、話し合いの機会を設けながら地域支援を行い、もう少し具体的な段階の評価を行う組織で、システムとして体系化して進めていく必要がある。宇治市では個々にいるいろな取り組みがされているが、現実的に進めていくなら体系化して示す必要があるのではないかと個人的な考えとしては思っている。今後は本計画をベースに社会福祉協議会での地域福祉活動計画が作成されるが、本委員会においても継続して評価を進めていくと思う。この計画が、実践に基づいた新しい展開を進め、それを広げていける基礎になるのではないかと期待している。

委員長

作業部会での報告であった。前向きな計画として展開が期待できるものに作成されていることが伝わった。何か元気をもらう思いである。

他に初案に関してご意見があればどうぞ。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

私たち地域で福祉活動を実際にしている者にとっては、この計画は素晴らしいものになると感じている。

ただ、不勉強な部分もあり、ひとつ不明な点があるため、質問させていただく。

P.31 に計画の進行管理・評価のイメージ図があるが、計画の策定、計画の実施、計画評価、計画の見直しの内側の楕円形の部分に(市・推進委員会から福祉サービス事業者、市社協、住民、福祉活動を行う人々に対する)矢印がある。福祉サービス事業者、市社協、住民までは理解できるが、福祉活動を行う人々というのはどういった人々になるのか。市社協、住民があり、それ以外に福祉活動を行う人々とはどういう人になるのか。

委員長

P.31 のイメージ図の中の「福祉活動を行う人々」の中のご質問である。 委員からご説明願いたい。

委員

福祉活動を行う人々については、最終案の P.30 で「社会福祉に関する活動を行う人々」で説明されている。

「地域の中で福祉活動を自主的に推進している個人や団体・機関等で、民生児童委員、学区福祉委員、ボランティア、NPO、当事者団体等の人々」ということで、学区福祉委員として活動されている方は、これに分類される。一般の住民と区別した表現の仕方をしている。社会福祉法の中でもこういう表現がされており、それを補足した厚生労働省から発表された「一人ひとりの地域住民への訴え」の中でもこのような表現となっており、それに準じた形での表現となっている。

委員

社会福祉協議会の中に含まれているような気がして、重複しているように感じるが。

委員

地区社協の方もこの活動を行っている人々の中に入っている。

既に地域で社会福祉に関する活動を行っている人々という意味。 一般の住民と区別した表現である。

委員

社会福祉に関する活動を行っている人々に地区社協が入るなら、社会福祉協議会の中に包含されているという考え方ではないのか。

(社会福祉に関する活動を行っている人々は)もう少し地域レベルで実践している 方々をここでは表現している。ここでいう社会福祉協議会はもう少し全体的な、これらの 方々の協働参画を基礎にしながら、地域福祉を進めていく推進役として別途位置づけ られている。

委員 組織的なことなのか。

委員 (社会福祉に関する活動を行っている人々は)地域レベルで第一線の活動を担っている人々として理解していただけたらと思う。

委員 了解した。

委員長

委員からのご説明でお分かりになったと思うが、地域レベルで、もちろん市社協とも連携・参画しながら、活動を進めていただいている主体について区分けしていただいている。 当然、密接な連携・協働の関係にあるということはいうまでもない。

では、他にご意見があればどうぞ。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

確認、質問が2点ある。

最終案 P.26 の < 地域での支え合いのネットワークのイメージ > 図は、非常にわかりやすく網羅しているように思うが、私が福祉サービス事業者の仕事をしているため、その立場で見たときに、現実に活動している中で、地域と事業者をつなぐ際に、地域包括支援センターがかなり重要な役割を担っている。「福祉サービス事業者」の中に含まれるのかとも思うが、その表記が見当たらないので、地域の中に、地域包括支援センターの存在を市民の皆さんに周知する意図も含め、できるだけ名称も表現していきたいと思っている。こういった表に載せることができたら、身近な存在として、地域包括支援センターを認識してもらいやすい。その表記が可能かどうかということが1点目の質問である。

もう1点は、最終案 P.29 の下の表について。パブリックコメント(一覧表の 6/8 ページ) 意見の内容は具体的にどのような窓口を設置するのか、どのような人が相談窓口にいるのかというようなことをイメージできるようなものを求めておられるように思えたが、この表とパブリックコメントを照らし合わせてみたが、この下の表を見ただけでは、一般市民感覚として分かりにくい。この表でパブリックコメントに対応できているのかどうかという疑問を感じた。

委員長

では、この2点のご意見について、事務局より説明願いたい。

事務局

地域包括支援センターの関係についてのご質問であるが、P.26 のイメージの図は、確かにそういった機関は入っていないが、ある意味では身近な相談所の概念に入ってくるのではないかと思う。表記については検討してみたいと思う。

パブリックコメント意見 No.42 に関しては、具体的な意見ということは捉まえているが、なかなか具体的にこの段階で表現することが難しいということもあり、まず、身近な相談窓口というのをどのように将来進めていくのかということで計画年数を表記し、おおよそ中期において予算等を含めて検討していきたいと考えている。以下、適切な情報発信についても1年をかけて、情報発信の方法を検討していく。市の内部協議等も含んでおり、一つのイメージ図として年数を明記できたと考えているので、よろしくご理解いただきたい。

委員長

最初の(地域包括支援センターの)質問に対して(行政からの回答)は検討してみるということであったが、あえて P.26 の図の中に含まれるとするならば「専門機関」に含まれるのではないかとも思う。ただし、専門機関となると高齢者に関しては地域包括支援センターになるが、障害者関係、子育て関係のセンターを示す必要があるだろうし、そういったことを含めてより具体的なイメージとしてご検討いただければと思う。

2点目(の身近な相談窓口の質問)については、現行の相談窓口にどのようなものが対応しているのかということ。P.26でも「身近な相談所」と掲載されているが、どのような相談所があるのかということが分からない。ご質問に対応してご検討いただければと思う。貴重なご意見に感謝する。

では、他にご意見はいかがか。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

最終案 P.2 と P.32 に関連しての質問になる。地域福祉計画とそれを進行管理している行政内部の連携体制のことが記載されている。 P.2 では、真ん中に地域福祉計画があり、上位計画に宇治市総合計画があり、その他のさまざまな関連計画で構成されていることがわかるが、 P.32 の宇治市地域福祉計画推進会議のメンバーというのは各計画に携わっているメンバーによって構成されているという理解でよいのかどうか。 そうであるとしたら、 そのようなことが謳われているほうがよいのではないか。

また、そうなると、現在 P.32 の表題は「3 行政内部の連携体制」となっているが、むしる、「宇治市地域福祉計画推進会議」というのが題で、その中に行政の連絡体制と書かれているほうが、縦割り行政ではなく、総合的に進めていくというメッセージ性が更に強まるのではないかなというように感じた。

委員長

では今のご意見に対して、事務局より回答願いたい。

事務局

宇治市地域福祉計画推進会議の構成についてであるが、最終案 P.3 に記載されている。メンバーは23人で、地域福祉計画の主な担当課の課長級職員で構成している。また、P.2 の地域福祉計画の関連計画についてであるが、例えば宇治市地域防

災、宇治市防犯推進計画などの担当部局の課長も宇治市地域福祉計画推進会議 メンバーに入っている。そこで関連計画との整合も図っていくということを考えている。

委員長

事務局より説明していただいたが、(委員に対して)これでよろしいか。

(委員、異議なし)

他にご意見はあるか。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

最終案 P.26 の < 地域での支え合いネットワークのイメージ > 図について、「支援が必要な人」が中央にあり、周囲に民生児童委員、NPO、向こう三軒両隣の人たち等、いるいる関わりで配置されている。「支援が必要な人」の相談する矢印が身近な相談所のみになっており、矢印が一方的であるのは変なのではないかと思う。「支援が必要な人」から相談する先が、民生児童委員、NPO、ボランティア等でもよいのではないか。支援が必要な人からの発信という視点も必要なのではないか。

委員長

(別の委員に対して)今の意見についてどう思われるか。

委員

社会福祉協議会はともかく、豊中市の場合でいうと、「福祉なんでも相談」で寄せられる相談は、支援が必要な人からの相談が入るというより、むしろ地域で福祉活動を進めておられる人が気づいて相談を持ちかけるというケースが実際には多いと聞いている。もちろん民生児童委員等からの相談もある。その辺りをどのように表現していくか検討していく必要がある。

委員長

支援を必要としている人からのSOSの発信は非常に大事なことだと思う。

委員

今のご意見の趣旨は、支援を必要としている人自身が、なかなかSOSを発信しきれないということか。

委員

そうではなく、支援が必要な人というのは、SOSをいろいろなところに対して出す。相談の矢印だけではないと考えるので、相互に矢印をつけてもよいのではないか。

委員長

確かにそうである。非常に重要なご意見だと思う。双方向の発信が必要であり、特に SOSを発信しやすいネットワークが必要だということで、一方的に受けるものでもない。こ の件についても、どのように表現するのか事務局にて再検討していただきたい。

委員

この P.26 のイメージ図では、いろいろな相談が、将来地域の寄り合い場所となるような身近な相談所に行き交いするというイメージで書かれたものだと思う。

委員長

ただし、<地域での支え合いネットワークのイメージ>図であるから、一方的に支えら

委員長

れるという関係ではないと思われるので、支援が必要な人からの発信について再検討願いたい。

(事務局、了承)

(別の委員、挙手)

委員

障害者等の支援が必要な人の立場でいうと、障害者のための福祉なのか、福祉のための障害者なのかということを強く感じている。

確かに障害者からの発信ということでいうと、図で示すとこういう形になるのだと思う。ただ、障害者になった当事者はすご〈臆病。開き直っている人もたまにはいるが、結局障害者に対して気持ちがあり、障害者の気持ちを汲んで〈れる人など、あ〈まで人間関係の中で、障害者や高齢者を支え合えるような形のようなものがあればいいなと私たちは思っている。

委員長

他にご意見はいかがか。

当事者団体も「ボランティア 市民活動団体」の中に入ると思われるが。 大変重要な意見が、委員の皆様から出ているが、他に何かご意見はないか。

先ほど P.4 で「身近な活動エリア」を説明された。

大体小学校区〈らいまでを「身近な地域」とし、その外円として中学校区があるわけであるが、高齢者や障害者、子育てについてもこれで大体カバーできるのだろうか。

例えば高齢者については、地域包括支援センターなどは概ね中学校区ということでよるしいか。

委員

はい。地域包括支援センターは概ね中学校区エリアである。

委員長

では、障害者については、中学校区エリアということになると、どのようになるのか。

委員

学校に通っておられる小さい方と、成人になって施設に通っておられる方があり、障害者に合わせて考えるので、地域性はあまり関係なく、宇治市全体のエリアになると思う。

委員長

障害者については全市的なエリアになると。 では、子育てについてどうぞ。

委員

漠然とした話になるが、宇治市は他の市町村と比べて子育て支援の情報発信がとても多い。学区福祉委員の取り組みや、民生児童委員のなり手がないということも聞かず、進んでいると思う。ただ、私は「2.地域福祉活動への住民参画への推進」が大事だと思っている。活動している人は活動しているが、一方で関心がない人もどんどん増えている。そんなの関係ないと言う人が増えていて、それでも生活していくことはできるという現状があるのではないかと思う。いろいろな支援が必要な人を支える仕組みも大事だとは思うが、住民みんなが横つなぎにつながり助け合い、普段からつながりがあるという環境を大事にしていかないと、結局将来的にも後継者も育たないということになる。こういったことは数で実証しにくいと思うが、進んでいるかどうかを確実に検証していくことや、「み

んなで現状はどうなのだろうか、幸せだろうか。」といったような幸せ度のようなものを検討し合っていくようなことが大事なのではないかと思っている。

また本計画の(P.4 の「計画の位置づけ」の中に)、ユニバーサルデザインを進めていく、「宇治市交通バリアフリー全体構想」というものがあるが、宇治市は南北に宇治川が通っており、公共交通機関での移動が大変難しい場所であるため、マイカーがないと出にくいなど、閉じこもりになってしまいがちな地域性もある。事業を実施しながらも、その人たちが自力で来られるようなルートがどのくらいあるか、自分の意志でそこに行こうと思ったときにハードルが高くないかどうかといったようなことも、一度検討していくべきではないかと思っている。

委員長

貴重なご意見であった。

住民参画について、どの程度参画しているかというチェックについても、意識的に進めていく必要があるのではないかというご意見であったが、住民アンケートに少しそういった項目があったかとは思うが。この地域福祉計画においての眼目としては、「住民参画の推進」である。交通のバリアフリーに関しては政策でもあるが、地域福祉の観点から検討していく必要があるということ。

他にご意見はいかがか。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

地域福祉計画の上位計画として宇治市総合計画があるという位置づけが当然なされている。何日か前の地方紙を読んでいたら、総合計画の答申が出されたという内容の記事が載っていたと思う。総合計画と地域福祉計画が同時期に議論を進行し、同時期に始まるということになっている。私たちは総合計画を上位計画とするということは認識しているわけであるが、総合計画の立場から、地域福祉計画をどのように認識し、どういう議論がされて、どのような位置づけで考えているのか。もし現段階でわかるようなことがあれば教えていただきたい。もし分からなければ、次回の推進委員会で教えていただければ。総合計画と地域福祉計画の関連性について、どこかで抑えておきたいと思っている。

委員長

大変重要なご意見である。 事務局より説明願いたい。

事務局

先日、総合計画の審議会への答申があり、日程では、3月議会の市議会での議決を得る中で、基本構想を決定する予定。今回、第5次総合計画になるが、平成23年度から11年間の計画期間に合わせて、この地域福祉計画も割り振っている。総合計画と地域福祉計画との相違点でいうと、大分類、中分類、小分類で総合計画は構成されているが、その中の大分類「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の中の、中分類の中の1番目に「地域福祉活動の推進」を掲げている。第4次総合計画では経済対策を中心とした取り組みであったが、やはり今日の状況をみると地域福祉活動の推進が非常に重要な要素になるということで、第5次総合計画では、中分類の1番目に掲げ、小分類の中でも、「小地域活動の推進」を掲げている。

宇治市としても地域福祉計画の位置づけをする中で、総合計画を策定していると考えている。次回の推進委員会で、総合計画の組み立てだけでも資料としてお示しできればと考えている。

委員長

以上の説明でよろしいか。

(委員、異議なし)

この点については、我々も非常に関心があるので、次回推進委員会で、総合計画で どのように位置づけられているのか、資料としてお示しいただければありがたい。

他にご意見はあるか。感想でも結構。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

P.22 の地域における防犯・防災の箇所について、要援護者避難支援事業の「要援護者」は障害者の程度によって該当の有無があるのか(例:療育手帳のAとBの違いなど)という部分をたずねたい。

また、具体的な取り組みの®で、「民生児童委員や学区福祉委員による一人暮らし高齢者訪問活動や子どもの見守り活動等」とあるが、そこに障害者については入っていないのかどうかという点についてたずねたい。

委員長

では事務局より説明願いたい。

事務局

P.22 の 9 で「要援護者避難支援計画」の要援護者リストについては、障害者1級・2級、要介護3・4・5の方も入っていると聞いている。

あくまでも本人の同意を得た上での登録になっている。

委員

今の説明は、要介護度のことだと思う。

事務局

加えて、身体障害者手帳1級・2級の方。

委員

障害の程度の軽い方は対象に入っていないのか。

事務局

障害の程度の軽い方については入っていない。

本人の希望による手上げ方式であることが前提。

身体障害者1・2級の方については、市役所で把握している。要援護者の対象者には郵送し、制度を案内。その制度に本人が同意され、登録を希望され、こちらに通知があれば登録し、町内会にリストを提供する。

委員

身体障害者1・2級だけで、療育手帳の方についてはどうか。 知的障害がある方など。 事務局 (療育手帳については)確認させていただきたい。

委員長 それについては確認をお願いしたい。

身体障害者1・2級でなければ対象者に入らないというのはいかがなものかと思う。 (身体障害者1・2級以外の人が)手上げをして、「あなたは身体障害者1・2級でな

いので違う。」というのもいかがかと思う。そのあたりは確認をお願いしたい。

委員 手を挙げるというのは、民生児童委員に対してか。

委員長 いいえ。市役所に対して。

事務局市役所の危機管理課が担当課になっている。

委員長 要援護者の対象になる要介護度はどうなっていたか。

事務局 要介護度3・4・5の方。

要介護度5の方は非常に症状の重い方でほとんど施設等におられる方。

委員長 手上げ方式に関しては、個人的な話になるが、私のところは高齢者所帯で、市役所 からの案内が来ている。手上げする対象になっているのかと思っているが。

優先順位としてはよくわかるが、障害の等級によって排除するということではないような 気がする。そのあたりを調べていただきたい。

それから、委員からのもうひとつの質問で、学区福祉委員による一人暮らし高齢者の 見守り活動等についてで、障害者がどうして入っていないのかと思う。

(別の委員に対して)委員、いかがか。

委員 学区福祉委員会では、社協と連携しながら、一人暮らし高齢者の訪問活動、会配 食事業を実施していただいている。それらを合わせると、約2,400~2,500名の 方々に対して、何らかの形で把握されている。一人暮らしの方及び一部は高齢者世帯で老老介護されていて日頃気をつけて声かけしている人も含まれている。

障害者世帯については個々にはいくつか訪問されているが、学区福祉委員会として 組織的な障害者世帯の訪問活動については、個人情報の問題も含めて、現状とし て、計画のこの部分に書き入れるほどのところまではいかないというのが現状だと思う。

(別の委員、挙手)

委員

学区福祉委員が一人暮らし高齢者の方のところへ訪問活動してくださっている。民生児童委員が持っている一人暮らし高齢者の方の情報については、私の持っている担当区域では、今のところその人に了解を得て、了解を得られた方のみ学区福祉委員の方につないでいる。そのような「連携をする」という部分をどこかに盛り込むというのはどうか。どこかにはある程度盛り込まれているとは思うが。それが文章化できるかどうかは難しいことかもしれないが。いろいろな団体同士が連携していけば、結構密になっていくと思

- 15 -

障害は難しい。一口に障害といっても、精神障害の方もおられるし、知的の方も、身体の方もおられる。

委員長

(別の委員に対して)委員、今のご意見に対していかがか。

委員

今委員がおっしゃったとおりであるが、私たちの活動の根本的理念の中には、障害をお持ちの方、高齢者などを全く意識して区別する必要はないとなっている。それは日頃のコミュニティから発生することであって、先ほどのご意見を聞いて同感であったが、非常にマクロ的な意見になる。人間としての底上げの話。今、学区福祉委員は情熱を持って皆で頑張っていただいているが、本当に後継者はいない。最大のネックになっている。それはいかに若い人をひきつけるかということになるが、それも総合的な福祉活動の根本的な理念になると思う。私たちの地域に住んでいる近隣の方で、一人暮らしであったり、障害をお持ちの方であっても、日頃からのコミュニティがあれば当然一緒になって「いろいるなことをやろう。」という気持ちになると思う。本当にマクロ的な意見になって申し訳ない。コミュニティあるのみだと思う。

民生児童委員についても、同じような理念で活動に取り組んでおられると思う。町内会であり、連合町内会であり、連携というのは非常に重要なことであると思う。

(別の委員、挙手)

委員長

どうぞ。

委員

一人暮らしの方や障害をお持ちの方への訪問活動についての意見であるが、私も活動をさせていただいているが、やはり信頼関係が大事。

担当が変わってしまったら同じようには対応できない。お互いの信頼関係ができて初めてさまざまな支援ができる。こちらの足音や声を聞いていただいたら、相手の方には分かっていただけている。「この方が来られたから安心だ。」と思われるのだと思う。一方で、全然違う方が対応することになると問題が起きてしまうのが実情。

後継者の問題は一番頭の痛い問題であり、我々も道を少しでも進めていかなければならないと思う。

また、作業部会についてどのような意見を持って臨んでいたかということについて少しお伝えできればと思う。

まず、小地域の取り組みの活性化をやってみたいということ。

それから、町内会・自治会への活用。以前から言われているが、現実問題としてなかなかできていない。そういうところを計画に何とか反映したいと考えていた。

世の中全体がノーマライゼーションという観点から、一人ひとりが個性を発揮できる人にやさしいまちづくりがどのような形であれば実現できるのか、ということを考えていた。

現実問題として福祉の問題は地域で発生するため、地域で解決していくことを考えていかなくてはならないと考えながら携わってきたつもりである。

最後に、ひとりの孤立者も出さないような地域に宇治市がなっていかないといけないと 思いながら、作業部会に参加させていただいた。

また、認識不足かもしれないが、以前にも申し上げたつもりであるが、個人情報の問題について。私たちの活動においてもなかなか名簿をつくるのは難しい。個人情報より命の方が大事だと考えているので、そのあたりの解決策についてどのように考えているのかは

お教えいただきたいと思っている。

委員長

最後の個人情報についてのご意見については頭の痛いところである。 事務局で、個人情報の扱い等について、どのように進めているのかを説明願いたい。

事務局

個人情報の関係については、行政内部の方でもいろいる議論を進めているところであるが、行政が持っている情報すべてをオープンにということにはなかなかできない。ではどこまでオープンにできるかとなると、受け手とのやりとり、相手方の同意があればできるということになる。先ほどもあった要援護者避難支援についても言えることだが、相手方からの同意を得て、一定の縛りのもとにオープンにしていく、という方向が、現段階で行政が進めている一つの方向となっている。民生委員さんの知っている情報をなかなか他の人に教えることができないというのは個人情報の関係があるので、ご理解いただきたい。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

個人情報の問題については、行政の立場からはしっかりした厳密な答えを返さざるを得ないと思う。しかし実際、我々自身が地域の中で実践レベルで考えていく際には、決してルーズにしてよいとは思わないが、もう少し大らかに、地域の住民間でもう少しやりとりができる雰囲気を生み出していけばよいのではないかと思う。そうでないと地域で活動はできないと私は思う。住民レベルの地域活動の実践の中でクリアしていけばよいのではないかというのが私の思いである。

委員長

行政だけに頼るのではなく、地域の中で、お互いの信頼関係を構築し、共有していく ということが非常に大事な視点だと思う。

元に戻り、先ほどの委員からのご質問について。「民生児童委員や学区福祉委員による一人暮らし高齢者訪問活動や子どもの見守り活動等の拡充を支援します」という項目に、「障害者」がないのは、どう考えてもおかしいのではないかと思う。これは計画で、目標でもあるわけであるから、「障害者」を例示として入れていくのがよろしいのではないかと思う。内容としておかしいとは思わない。その場合、本人の同意を得るということが必要であるということはもちろんのことで、本人との信頼関係を確立することが大事である。できれば当事者団体である障害者団体とも相談しながら、地域でどう取り組むかという方向に展開しないと、いつまでも「障害者については難しいので。」と据え置きにしておくのはいかがなものか。そのあたりも含めて検討していただくようお願いしたい。

他にご意見はいかがか。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

連合喜老会でも、先ほどのご意見であったような、一人暮らし高齢者に対してあいさ つ運動を毎日行いチェックしている。宇治市連合喜老会も、だんだんと会員の高齢化が 進み、脱退されており、現在では約3,800人になっている。どんどん単位喜老会を辞

めるということで、毎年100、200の単位で減り、脱退されていく。

友愛活動を一つの柱にしているので、喜老会の方でも民生児童委員や学区福祉委員の方と同じような活動をやっている。 愛の貯金箱など、お金を集めて支援している。

また、子どもの見守り活動についても喜老会の方でやっており、PTA、自治会と連携しながら見守り活動を進めている。

P.26 にある < 地域での支え合いネットワークのイメージ > 図について、喜老会はボランティアや市民活動団体に入っていると思っているが。相談にものり、訪問して話し相手になっている。一緒に連れ立って買い物や散歩に行っている。そういうことが生きがいにもなったりすると思う。民生児童委員や、学区福祉委員と皆で連携をとりながら、みんなで守っていかなければいけないと強く感じている。

委員長

喜老会の取り組みについてのご意見であった。

宇治市の地域福祉については喜老会も非常に重要な役割を果たしていただいている ことに感謝申し上げたい。

その他、ご発言をされていない委員から、ご意見があればどうぞ。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

学区福祉委員会で活動させていただいているが、私のところでは、障害のある方の見守り活動は年齢制限が設けられており、残念ながら若い人の見守りはできていない状況。ただし、災害になると、幸いなことに町内会と連携ができており、町内会ごとに組織図のようなものをつくっている。例えばこの家庭には障害者がいる、一人暮らしの方がいる、また寝たきりの方がいるといったようなマップづくりができている。防災訓練の際に、この方を誰が助けに行くか、車椅子を誰が押すかなど、ある程度のところまで決めてつくってある。勿論、自分を守るということが大事になってくるが、その後にまずその方に声かけに行き、その方の車椅子を押して、障害を持った方のお手伝いをして、といったことを日頃の訓練の中で実際に取り組んでいくことを心がけ、学区福祉委員会と自治会とで防災委員会のようなものをつくって進めている。そういった取り組みが全市的に広がっていけば、ある程度のところで障害のある方もフォローされていくのではないかと思っている。

委員長

非常に貴重な報告であった。

そういった取り組みが全市的に広がっていけば非常にすばらしいことだと思う。 他にご意見はいかがか。

(委員、挙手)

どうぞ。

委員

地域福祉を進めていくためには住民同士の横のコミュニティが大事だというのはよく理解できるが、そのコミュニティを広げるための後押しをしていただきたいと考えている。米国の世界で一番住みやすい地域とされているビレッジホームのような例もあり、週に1度は住民同士が集まらないといけないとか、家の塀や垣根をなくし顔が見える関係づくりを行

うなどの取り組みをされている。実際に塀をなくすことなどは難しいと思うが、コミュニティを 広げるための取り組みの後押しがあれば後継者はたくさんいると思うので、やっていただけ ればと思う。

委員長

アメリカの一番住みやすい地域のご紹介をしていただいた。 他にご意見はいかがか。

(挙手なし)

いろいろな貴重なご意見を出していただき感謝申し上げる。

それを踏まえて、また検討していただき、次回の推進委員会を開催したいと思うので、よろしくお願いしたい。

それでは最後の会議次第になるが、「今後のスケジュール」について事務局より説明願いたい。

5. 今後のスケジュールについて

事務局より説明

2月 2日(水) 14:00~ 第 3回宇治市地域福祉計画推進会議(庁内)

2月 8日(火) 9:30~ 第12回計画策定作業部会

2月18日(金) 10:00~ 第 4回宇治市地域福祉推進委員会

・ お手元に、第4回宇治市地域福祉推進委員会のご案内の文書を配付しているので確認していただきたい。

委員長

それでは、大変貴重なご意見をいただき、感謝申し上げる。 これをもって、第3回宇治市地域福祉推進委員会を終了させていただく。

(終了)